

## 仙台市交通局発注工事について、 前金払の特例措置を廃止します

令和6年4月  
仙台市交通局財務課

地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に対応し、東日本大震災に伴う特例措置を廃止します。

### <工事請負の前金払割合>

◎請負金額の「10分の4.5以内」から「10分の4以内」となります。

### <土木・建築設計，工事監理，測量業務委託等の前金払割合>

◎請負金額の「10分の3.5以内」から「10分の3以内」となります。

### <実施時期>

◎令和6年4月1日以降の契約分より実施します。

### 【お問い合わせ先】

財務課契約管財係 電話022-712-8314